



期末手当引下げに伴う条例改正について

市議会議員、市長等の特別職、その他の市職員の期末手当を引き下げる条例案を提案します。

《参考》令和 2 年人事院勧告及び報告について

○勧告のポイント（令和 2 年 1 0 月 7 日勧告）
ボーナスを引下げ（▲ 0. 0 5 月分）

※期末勤勉手当の引下げ勧告は平成 2 2 年以來 1 0 年ぶり。

※人事院勧告が 1 0 月以降となったのは 1 9 6 0 年からの現行下で初めて。

《改正案》

1. 市議会議員・市長等の特別職

・期末手当年間支給割合を現行から 0. 0 5 月引き下げる。

4. 5 月 ⇒ 4. 4 5 月

	6 月期	1 2 月期
令和 2 年度 期末手当	2. 2 5 月（支給済み）	2. 2 0 月（現行 2. 2 5 月）
令和 3 年度 期末手当	2. 2 2 5 月	2. 2 2 5 月

2. その他の市職員

・勤勉手当は据え置き、期末手当年間支給割合を現行から 0. 0 5 月引き下げる。

【期末手当】 2. 6 月 ⇒ 2. 5 5 月

【勤勉手当】 1. 9 月（据え置き）

【合 計】 4. 5 月 ⇒ 4. 4 5 月

	6 月期	1 2 月期
令和 2 年度 期末手当	1. 3 0 月（支給済み）	1. 2 5 月（現行 1. 3 0 月）
勤勉手当	0. 9 5 月（支給済み）	0. 9 5 月（改定なし）
計	2. 2 5 月	2. 2 0 月
令和 3 年度 期末手当	1. 2 7 5 月	1. 2 7 5 月
勤勉手当	0. 9 5 月	0. 9 5 月
計	2. 2 2 5 月	2. 2 2 5 月

※再任用職員の期末手当年間支給割合は据え置きとし、会計年度任用職員の期末手当年間支給割合は令和 3 年度から引き下げます。



《改正による影響額》

全体で約5,500万円の減少、職員1人当たり平均は約1万9,000円の減少となります。

《臨時会開催の理由》

12月期の期末手当の基準日は12月1日であるため、臨時会を開催し、条例の改正の議決をいただかない限り、12月期の期末手当は現行の給与条例の規定に基づいて支給されるということになります。

したがって、12月1日以前に条例改正を行うため、臨時会を開催する必要があります。

【問い合わせ先】

総務部人事課 ☎047-366-7306